

(1) 水質汚濁に係る環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。） 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に 定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 （水質汚濁に係る環境基準について）付表（以下 「付表」という。）1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定め る方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又 は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定め る方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定め る方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又 は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又 は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又 は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又 は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定め る方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定め る方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素に あつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) に定める方法及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定 量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン の濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算 係数 0.3045 を 乗じたものの和とする。</p>	

要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	平成5年4月28日付け環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表（以下「付表①」という。）1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェントロチオン	0.003mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅	0.04mg/L 以下	付表①2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L 以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	—	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	付表①3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）59.3に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L 以下	規格68.2に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L 以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表（以下「付表②」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表②1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	付表②2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L 以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002mg/L 以下	付表②4の第1又は第2に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下※	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表の方法

※PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(a) BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				大腸菌数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする※。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 本県の水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）

曾木川、細見川、谷之木川及び大平川上流の水域に属する地点

(b) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶解酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質及び大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 - 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

基準値は日間平均値とする。

ウ 海域
(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶解酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
- 3 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 本県の自然環境保全を利用目的としている地点

日豊海岸国定公園地先海域、北浦湾、日南海岸国定公園区域内の海域に属する地点

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

基準値は日間平均値とする。

水生生物保全に関する要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値	測定法
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7mg/L 以下	日本産業規格 K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2 及び 5.3.1 に定める方法
		生物特 A	0.006mg/L 以下	
		生物 B	3mg/L 以下	
		生物特 B	3mg/L 以下	
	海水域	生物 A	0.8mg/L 以下	
		生物特 A	0.8mg/L 以下	
フェノール	淡水域	生物 A	0.05mg/L 以下	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号(水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について)付表(以下「付表」という。)1 に掲げる方法
		生物特 A	0.01mg/L 以下	
		生物 B	0.08mg/L 以下	
		生物特 B	0.01mg/L 以下	
	海水域	生物 A	2mg/L 以下	
		生物特 A	0.2mg/L 以下	
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
		生物特 A	1mg/L 以下	
		生物 B	1mg/L 以下	
		生物特 B	1mg/L 以下	
	海水域	生物 A	0.3mg/L 以下	
		生物特 A	0.03mg/L 以下	
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001mg/L 以下	平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号(水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について)付表(以下「平成 25 年通知付表」という。)1 に掲げる方法
		生物特 A	0.0007mg/L 以下	
		生物 B	0.004mg/L 以下	
		生物特 B	0.003mg/L 以下	
	海水域	生物 A	0.0009mg/L 以下	
		生物特 A	0.0004mg/L 以下	
アニリン	淡水域	生物 A	0.02mg/L 以下	平成 25 年通知付表 2 に掲げる方法
		生物特 A	0.02mg/L 以下	
		生物 B	0.02mg/L 以下	
		生物特 B	0.02mg/L 以下	
	海水域	生物 A	0.1mg/L 以下	
		生物特 A	0.1mg/L 以下	
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03mg/L 以下	平成 25 年通知付表 3 に掲げる方法
		生物特 A	0.003mg/L 以下	
		生物 B	0.03mg/L 以下	
		生物特 B	0.02mg/L 以下	
	海水域	生物 A	0.02mg/L 以下	
		生物特 A	0.01mg/L 以下	

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の 5.2、5.3 又は 5.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）付表（以下「付表」という。）1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c) に定める方法及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

地下水の水質汚濁に係る要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロホルム	0.06mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表（以下「付表①」という。）1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
フェントロチオン	0.003mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
オキシ銅	0.04mg/L 以下	付表① 2 に掲げる方法
クロタロニル	0.05mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
E P N	0.006mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L 以下	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
クロルニトロフェン	—	付表① 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
キシレン	0.4mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	付表① 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ニッケル	—	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）59.3 に定める方法又は付表① 4 若しくは付表① 5 に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L 以下	規格 68.2 に定める方法又は付表① 4 若しくは付表① 5 に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L 以下	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表（以下「付表②」という。）5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	付表② 2 に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L 以下	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法
ウラン	0.002mg/L 以下	付表② 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下※	令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表 1 の方法

※PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。